

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 27 年 5 月 28 日(木) 午前 9 時 58 分～午前 10 時 37 分
会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 杉浦康憲、 2 番 神谷利盛、 3 番 柳沢英希、
4 番 浅岡保夫、 5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川美克、
7 番 柴田耕一、 10 番 杉浦敏和、 11 番 神谷直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川広人、 14 番 鈴木勝彦、
15 番 小嶋克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1. 報告及び連絡事項

2. 協議事項

①今期の公共施設あり方検討特別委員会の進め方について

3. 審査事項

4. その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議がございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。本日の案件は、お手元に配布されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

委員長 報告及び連絡事項はありません。

2 協議事項

① 今期の公共施設あり方検討特別委員会の進め方について

委員長 まず初めに、事前に先期の申し合わせ事項を配布してありますので、今期の進め方について、何か改正点や追加等があるようでしたらお願いをいたします。それでは、クラブさんのほうから何かあれば。

意（14） 特別に今、配っていただいた附帯決議に関しての訂正、あるいは修正を要求するものではありません。

委員長 すみません、附帯決議ではなくて、申し合わせ事項というのが先に、きょうの案内と一緒に配られていると思いますけれども、その申し合わせ事項についての内容でございます。

意（14） これにおいても従前どおり、この考え方で推し進めていただければよろしいかと思えます。

意（16） 今までどおり、進めていけばいいかなと思えます。

意（12） ここの付託案件についてですが、ちょっとこれについて、もう一度説明をしていただきたいというのと、それから、ここで言うのかちょっとあれですが、本会議などで質問ができなかったんですが、そういう面はぜひ改善してほしいと思うんですが、その点はどうなのかということです。

委員長 まず、付託案件についてですけども、申し合わせ事項の3番目、付託案件。公共施設あり方に関する議案、当初予算、決算を除く。それから公共施設あり方に関する陳情、請願。それから付託案件については、正副議長、常任委員会委員長、公共施設あり方検討特別委員長にて協議を調整する、ということで、この会議でどういう議論をしていくのか。あるいは、この会議の中で取り上げていくのかどうかという部分を協議をしていくというような、そんな内容かと思えますけども、それでよろしいですか。

意（3） 内藤委員の聞いたかったことは、多分、付託案件の中の公共施設あり方に関する例えば議案、当初予算、決算を除くという部分が、どういうことかとかいう話ではなくてですか。その常任委員会と、この委員会との振り分けですよということの説明を聞きたいのではないですか。

意（12） そういうことですが、初めての方も見えるもんですから、この付託案件についても一度、説明をしていただいたほうがいいかと思って発言した

んですが、そういうことです。

委員長 議案については・・・。

意（13） 前期のときにこの申し合わせ事項を決めて、皆さんの御賛同をいただいで進めてきたわけですが、この付託案件に関しましては、まず一番初めの、公共施設あり方に関する議案というのはどういうことかという、今後公共施設が整備されるに当たって、各施設が複合化等、さまざまな事例が出てくる可能性があるということを考えると、今のその常任委員会、それぞれの常任委員会をまたがって検討しなければならない事案が出てくる可能性があるだろうということを考えて、公共施設あり方に関する議案という形で、この委員会に付託をすべきではないかということで、これがうたってあります。

ただし、予算、決算はそれぞれ特別委員会がありますので、その特別委員会で、もともと常任委員会の付託案件にまたがって、予算決算の特別委員会に関しては付託をしておりますから、そのような形で当初予算、決算を除く、というふうにうたってあるということです。

2番目の陳情、請願に関しましても、同じ意味合いでもっての、この公共施設のあり方の委員会に付託をするという意味であります。それで、今の1番目と2番目を、ではどこで協議、調整するのかということを書いてあるのが3番目のことで、正副議長と各常任委員長、それから公共施設あり方検討委員長によって、出てきた議案に対して、どこの委員会に付託をするのかという決定をここで調整をしてから出すという意味で、この申し合わせが当時、御承認をされたというふうに理解をしております。以上です。

意（12） そうしますと、公共施設あり方に関する陳情、請願については、こういう陳情だとか請願が出た場合は、正副議長だとか常任委員長だとか、あり方検討委員長だとかで協議する、調整するという、それからだということで、本会議に出すという、本会議に出さないということで、いいですよ。

意（13） 陳情、請願も議案も同じなんですけども、本会議で上程をされて、各委員会に付託をされるという順序ですので、基本的には陳情、請願も議長宛てに出されますから、ですから、例えば陳情、請願の場合は本会議場で質疑等を言うということはありませんけれども、議案に関しては総括質疑があります

から、付託先が公共施設の委員会であろうが、本会議場で質疑をすることも可能だと理解をしています。

意（12） わかりました。

委員長 共産党さん、それで。じゃあ、それでよろしいですね。

意（12） はい。

委員長 では、あともう1点。一般質問については、その他のほうでまた、後ほど議論していただきますので、お願いいたします。ちなみに、それでは一人会派さんのほうに順番に聞いていきましようか。市民クラブさん。

意（6） 私どもは、この申し合わせで結構でございます。

委員長 では、開拓志さん。

意（5） 全体的には、問題はないかと思えます。それで、委員長が言われた一般質問については、あとでいいですか。

委員長 その他でいいです。

意（5） はい。

委員長 では、大家族たかはまクラブさん。

意（11） このままで結構です。

委員長 それでは、そのように公共施設あり方検討特別委員会申し合わせ事項については、先期の内容を引き継いでそのままということで、そのように決めさせていただきます。

次に、3月定例会で可決をしました附帯決議についてですけれども、今後開催される公共施設あり方検討特別委員会で、当局に対して進捗状況の報告を求めていく予定ですので、御了承をお願いをいたします。この件については、何か御質問があれば。

質 疑 な し

委員長 よろしいですね。

3 審査事項について

委員長 本日、審査事項はありません。

4 その他

意(12) これまで一般質問というか、中でこういう問題が一般質問ができなかったんですが、やっぱり大きな問題ですし、市民に対しても一般質問で知らせていくというか、そういう場面も必要かと思imasるので、ぜひ一般質問ができるようにするべきだと思いますので、お願いします。

委員長 今、内藤委員が提案されたというか、意見を言われたわけですがけれども、これについて何か、各党派さん、意見がございましたら。

意(14) 今まで従前は、一般質問はやらないと。要するに公共施設あり方委員会の中で審議を全てしていくということで、申し合わせの中で、一般質問はやらないということで。

今回、今のお話ですと、一般質問がやりたいということでもありますけれども、この附帯決議の中に、公共施設の適正化条例の制定が、これで行なっていきます。それで、平成28年度予算編成前に制定されていくということで、大枠の中で公共施設のあり方を随時、計画を練っていくわけですが。その中に、仮に単体の質問をされる。公民館はどうだとか、体育館がどうだとかということになりますと、大枠の計画がない中でその単体の質問をされてもですね、多分、当局としては答えようがないのかなというような見解を持っております。

ですから、その大枠ができてから、そして詳細の問題ができてから、あるいは財政の計画ができてから、その中からそのものに対して質問するということに関しては、今後、課題になってこようと思imasけれども。今の段階では、大枠の中の予算も財政も、計画の中に決定していない中で一般質問しても、当局としては答えようがないのではないのかなと思imasので、今のところ、その条例の制定等々見ながらですね、そのものについては、一般質問のものについては、今後この特別委員会で検討するべきではないかなと思imasけれども、今の段階では、今の個別の一般質問というのは答えが出ないので、今のところ、必要はないのではないのかなと、そんなふうに考えております。

意（16） 一般質問のテーマに取り上げるという時期というものもあろうかと思いますが、必ずしも一般質問はだめということにはならないかなと思いますけれども、今の段階では、ちょっと難しいかなと思います。

委員長 附帯決議で、3月定例会のときに附帯決議で決められたことについては、行政のほうもこの計画どおりというのか、進めていくものだと思います。そういった部分ではその都度、この会議の中で報告をしてもらいますので、そういった部分での内容について、この委員会で足りない部分は一般質問をしてもらってもいいのかなと、そうは思いますけれども。

じゃあ、一人会派さんの市民クラブさん。

意（6） 私は、今、委員長が言われたとおりですね、各、今、意見が出ていますけれども、実際僕は質問の内容によってですね、やっぱり認める場合と、それがどうかというのはあれだと思いますので。それをどういうところで審議をしていくのかというのはあれだと思いますけれども、少なくともですね、やっぱり広く市民の方に知らせるがために、どういう形であれ、一般質問のあれを制限するというのは、僕はいかななものかなという気はしますけれども、今までそれできておったわけですので、とにかく質問の内容によって、認めてもいいのではないのかなというふうには、僕は思います。

委員長 御案内のように先期、北川委員長のほうからこの委員会の中で、市長を初め関係部署の部長さん、あるいは関係のリーダー等々、皆、出席していただいておりますので、その場で質問してもらえれば、特に議場で質問するまではないんじゃないかということで、どうでしょう皆さん、差し控えてもらえませんかというような内容で。

委員会の中でお話がされて、先期はそういう形で過ぎてきたんですけども、庁舎の関係も3月定例会でやるという方向で決まりだして、そのスケジュールに沿って進んでいくわけですので、進んでいく中でその都度報告をしてもらうというところもありますし、もう一つ、モデル事業として考えられておりました高浜小学校の問題等がございますけれども、そういった部分も報告はしてもらいますけれども、これで足りない部分というのは、一般質問もという部分の御意見かなと、そうは思いますけれども、開拓志さん。

意（５） 委員長のおっしゃるとおり、私も前期経験して、庁舎の関係とかは決まっていることなんで、そこは一般質問もしてもいいのかなと。それで、高浜小学校の、今後、建てかえがあると思うんですけども、そういったこともやっぱり一般質問はしていいんじゃないかと、前期経験して、そう感じました。

先ほど市政クラブさんが、決まってないことについては、その一般質問できないんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、私は庁舎とか小学校とかの問題は、委員長がおっしゃるとおり、やっぱり一般質問していったほうがいいのではないかと思います。

委員長 ３月定例会で、決まった部分についての進捗だとかね、中身についてこれから詰めていく部分の内容について、この委員会で聞ける部分は聞いていただくことも必要だと思いますし、議場での一般質問も、それはその場でありかなと思います。では、一人会派の大家族たかはまクラブさん。

意（１１） 委員長の、おっしゃるとおりでいいと思います。

委員長 では、鈴木委員のほうから。

意（１４） 私どもの考えということですが、まだ決定しないものに関して答えが出るというようなことはない。それと、利害関係が出てきますので、そこに公民館がほしいだとか、体育館がほしいだとか、あれがほしい、これがほしいという利害関係が出てくる質問になりかねないので、そこは、僕は慎重にならざるを得ない。だから、ここの委員会の中でしっかりその部分を捉えながら、全員で審議したほうが、私はそのほうが多くの方に、市民の皆さん方に知らしめるには、その方法のほうが私はいいいのではないのかなと考えております。

委員長 では、議長のほうから何かございますか。

議長 今、皆さんお答えされてたように、個人的にですけども全体がこう、お金がたくさんあって、どんどんつくっていくという世界ではなくて、これをどうしていこうという相談をしている、全体の枠の中で考えていかないと。

各個別の各論の話をここで議論されても、それが当局にとっても足かせになるというか、進め方のところで全体の障害になるような考え方になってくるかと思しますので、まずはやっぱり、こう全体の中で、そのポジションがどうかということを考えていただいて、議員という立場の中で、高浜市にとってど

うだということで御議論をいただきたいというふうに考えておりますので、その辺はよろしく願いいたしたいと思えます。

それと、各論の話を質問されたとしても、当局は基本的には答えていたがたくないというか、答えを求めるほうが、逆に言うとそれが制約になって身動きがとれなくなりますんで、そういう趣旨の質問については、議員としてなるべく控えていただきたいなというふうには思っております。

意(13) 前回というか、前期と同じような形でこの委員会を進めていくということになると、市長以下、執行部の方々に毎回出ていただくと、その都度そこで報告があれば報告を受け、こちらから質疑があれば質疑をしてということを考えていくと、例えば一般質問をどのように予定しておっても、寸前のこの委員会で、その回答が出てしまう可能性というのはあるわけですね、現実的には。

だから、その部分も含めて前回の場合は、あとで皆さんにお配りしますけれども、6月の終わりに設置をして、7月から4月までの間に14回、この委員会を開いているんですよね。対象となる案件が直近であったということもありますけども、そういうことを考えると、逆に言うところこの委員会をいかに活性させるかによって、十分にその一般質問に代え得るだけの情報共有も、それから質疑もできるのかなという気はします。

そういった部分も含めてですね、前期、私も委員長をやらせてもらって一番思ったのは、結局、市長以下執行部の方を呼んでやるという委員会というのは、常任委員会の定例会のときしかないですよね、高浜市議会は。例えば、ほかの市議会では、協議会とかいうような名目で当局に入ってもらって、いろいろな報告を求めたりするようなところも、やっておるという話も聞いたことはありますけども、高浜ではないんです。ですから、そういうところを考えて御議論をいただけんかなと。

で、結論が出るものではないと思うんですよね。例えば、一般質問でも、公共施設に関係ない一般質問でも、どうしてもそれに触れざるを得ないというものだってあると思うんですよ、現実的には。ですから、そのところを、今言ったこの委員会の進め方だとか、それからこの委員会の立ち上げの趣旨だとか、

委員会の今までの進め方、今後進めていこうという皆さん方の、このきょう、これで進めていきたいと思いますというふうに共通認識を持った部分を含めて、それぞれの方々に決めていただければいいのかなと。

結局、明文化して、やっていいよとか、いかんよとか、それは誰が決めるのとか。それから、このテーマはいい悪いというのは、決めようがないですね。そんな権限、誰も持ってないですから。それぞれの議員さんが議員という立場で、何をどう聞けばいいのかというところ、どこの場で、どう聞けばいいのかというところを、きちんと理解してやっていければいいのかなと思います。

委員長 ありがとうございます。一般質問も、必要に応じてはいいのではないかと御意見もございましたし、北川委員のお話のように、この委員会で聞ける部分は十分聞けるんだもので、では定例会で、一般質問でという部分については、それぞれの議員さんのお考えの中で進めていただいたら、というようなお話だったと思いますけれども。

意(13) 反対に言うと、委員長に委員会の開催を求めることができるんですよ。だから、定例会というのは4回しかないでしょう、年間に。そうすると、ここまでの間に、これを聞かないとまずいのではないかとすることがもしあれば、委員長に委員会の開催を求めて、ここに市長以下執行部を呼んで聞けばいいんですよ。そのほうが僕は、よほどタイムリーに必要なことが情報として取れる、ということを思います。

委員長 定例会で聞くよりタイムリーに聞こうと思えば、この委員会開催をしてやっていったほうが効率がいいというのか、タイムリーにできるというような、今の北川委員のお話でしたけれども、そういった部分も含めて、一般質問も必要があれば、議員のお考えの中でやってもらうということで。

やれない部分というのを何回も聞いても、それはまだ計画ができていないのでやれないということの答弁になりかねませんので、そういった部分も注意をしてやっていただくというようなことで、どうでしょうかね。よろしいですか。

意(14) そうしますと、公共施設に関して一般質問を解放する、ということを考えるわけですか。そうするとですね、ここの先ほどの委員の話にもありましたけれど、ここの委員会のあり方もですね、しっかりしたあり方をしてい

ないと、一般質問の中で当然、今、委員長が言われたように、当局のほうから、それはまだ全体の中の予定が立っていない中の個別の案件に答える案件でないということで、答えがすぐ出てしまいますので、そこら辺はやっぱり、しっかりした考えのもとにですね、一般質問をやるならやってもらわないといけないですけども、私はどちらかというところで、全体で審議をして、全てあからさまにしていくというのが本来のこの委員会のあり方ではないかなとは思っていますので、私は一般質問よりも、この委員会を重視していただきたいと、そういうふうに考えております。

委員長 確かに、この委員会のあり方としてはそうだと思いますけれども、一般質問については、誰もそれを止める権限がないというのか、という部分があると思いますので、それぞれの議員さんのお考えでやっていただいて、何かその辺が逸脱するというのか、何かちょっとまずいんではないか、ということがございましたら、また委員会の中でもんでいって、やはりこの辺のことはやっぱり差し控えるべきだし、ここで、この委員会でしっかりともむべきだという議論を深めていっていただければいいのかなと、そんなふうで何とか御理解をいただいて、一般質問も議員さんのお考えの中で進めていただけたらと、そうは思いますけども、内藤委員どうですかね。

意（12） この委員会でいろんな審議をするという、十分審議をするというお話が出ましたけれども、当局の姿勢だとかいろんなものに対して、一般質問で答えが出る、出ないにかかわらず、やっぱり傍聴者もいるわけですし、それから、この委員会の中身というのは、なかなか本会議のように議事録として、なかなか出ないわけですので、やっぱりそういう面では市民に対していかに広く知らせていくかということも含めて、本会議でやれるようにするべきだと思いますので、今の委員長が言われたように、それぞれの議員の考えでというお話でしたが、やっぱり止めるということは、その議員の持っている権利を抑えることになりますので、やっぱり一般質問がやれるようにということは、当たり前なことだと思います。

意（3） 私もすみません、やっていく方向でもいいのかなと。皆さんのいろいろ意見を聞いていて、一般質問していただくのもいいのかなと。例えば、北

川委員とかも、議長さんもおっしゃられるように、あくまでも議員ということですので、権利がある以上に責任もありますので、高浜の話ではないですけど、普天間のようなパンドラの箱を開けるようなことがあったとしても、それはもうおのおの、それぞれ議員さんの説明、一般質問の中での責任という部分も、皆さんそれぞれ背負っていただけるのであれば、僕はいいのかなと思っています。

意（13） 前期も、一般質問、止めてはおりません。権利を止めた覚えは一つもありませんので、会議録を見ていただければわかりますけれども、「こういう形で進めていきますので、一般質問をやるよりもここで議論をしてください。できれば皆さん、一般質問を控えるような形で確認できたらありがたいです」ということを、私のほうで言わせていただいただけですので、決して禁じたものではありませんので、そこのところだけは勘違いのないようにお願いします。

意（12） 3月議会で、この問題について一般質問しようと思ったら、事務局長のほうから止められましたので、やっぱりそのあたりは、ちょっとニュアンスが違うと思います。

意（3） それは、ニュアンスがという話だったんですけど、一番初めにこの公共施設あり方検討特別委員会が立ち上がって、スタートしたときがそういう話で、とりあえず皆さん、そういう認識の中でスタートしたっていうのもあって、多分、事務局長のほうがどうなのという話をしたのかなと思いますけども。

委員長 どうですか、内藤委員。

意（12） そういう思いだったかもしれませんが、止められたことに間違いはありませんし、できないと言われたんで、急遽、質問を変えたんですが。そういう面では、やっぱり市民に対して広く問題を投げかけるという面でも、一般質問ができないということはマイナスになりますので、ぜひこれはできるようにするべきだと思います。

意（3） 先ほどから一般質問、議場でなければ傍聴の方が、というお話ですけど、この委員会自体も傍聴は可能ですので、ぜひ、そういう方があればお声がけをいただいてもいいと思います、傍聴のほうを。

意（12） この委員会は、いつあるかというのがこれまで、あんまりはっきりしてなかったんですね。だからそういう面では、いつでも傍聴できるって言われますが、年4回の定例会のように早くから、いつあるよという、そういう報道もされてませんので、やっぱりできるよと言われても、それは確かにできるんですけども、難しいと思います。

意（14） 先ほども少し言いましたように、全体的な計画、あるいは財政的な計画のない中で個別案件を質問するということは、当局にとっても答えが出ないだろうし、そのために多分、局長あたりはその質問をされてもですね、答えようがないよという意味でのお話しをされたんじゃないかと思いますので、今言ったように、これをつくれ、あれをつくれ、こうせよ、ああせよ、というのは、個別な案件をですね、一般質問の中であるというものは、僕はいかなものかと思います。

全体の計画が出てきて、あるいは財政の計画が出てきて、それに伴う中での一般質問というならですね、十分我々も審議する必要があると思いますけども、それ以前のことは、ここで、十分全体的な審議はこの委員会で審議すべきだと思っておりますので、お願いします。

委員長 大方、皆様方の御意見をいただきました。先期の委員長のほうからも、特に止めるという話ではなくて、お願いをした、あるいはこの委員会のほうがタイムリーにできる、ということを強調もされております。そういった部分を踏まえて、一般質問を先期も止めていないということで、各議員に任せるということで、どうでしょうかね。

意（5） 前期を経験して、やっぱり内藤委員がおっしゃられたとおり、一般質問がやれないという雰囲気は、当然のことながらあったと思うんで。そういうところはやっぱり取り払って、一般質問は可能だということを、やっぱりもっと共通認識として持って行ってほしいなとは思いますが。

意（14） 同じように、要するに個別案件のこの部分、各論のことについての質問は、僕は避けたほうがいいということを、僕は言ってます。

意（3） 先ほど付議事項の中で、申し合わせ事項を皆さん御確認していただいて、納得していただいたと思うんですけど、あり方、この計画の考え方のと

ころに最後、今後 40 年間必要な行政サービスを安定的に継続して提供していくための計画であるという部分を、しっかりと踏まえていただいた中での質問であれば、僕はいいなと思いますけれども。

委員長 そういう内容で、一般質問も止めるのではなくて、各議員の考えに任せてやっていくということにしたいと思いますけれど、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 では、決まったことについて掘り起こすという部分は差し控えるだとか、計画に対して、その計画自体がおかしいとか、そういう話はこういった委員会でもんでもらって、その計画に対して遅れている部分だとか、さらに幅が広がるような話だとか、建設的な質問だとか、そういう部分をお願いをしまして、一般質問を特に差し控えてくださいというようなお願いは、この委員会では今回いたしませんということできたいと思いますので、一つよろしく願いをします。

そのほか、皆さんのほうで何かあればお願いをいたします。

説（事務局長） 先ほど、前委員長のほうから配りものをしますということでございますが、これはですね、4月14日に開催をいたしました公共施設のあり方検討特別委員会の検討結果を、選挙等でばたばたして皆様方にまだ配っていませんでしたので、本日14回目の検討結果を、お配りをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

委員長 それでは、皆さんのほうから特になければ、本日の委員会はこれにて終了とさせていただきます。また、次回については、事務局より日程を調整して出させていただきますので、よろしく願いをいたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 37 分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長